

2021年5月17日

株式会社デコルテ・ホールディングス

代表取締役社長 小林 健一郎

問合せ先： 東京オフィス 03-5843-8618

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、すべてのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を以下の通り構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
投資事業有限責任組合キャス・キャピタル・ファンド六号	5,014,800	89.55
小林 健一郎	557,200	9.95
デコルテ従業員持株会 理事長 橋 典佑	21,000	0.38
新井 賢二	4,000	0.07
水間 寿也	2,000	0.04
岩切 大祐	1,000	0.02

支配株主（親会社を除く）名	投資事業有限責任組合キャス・キャピタル・ファンド六号
---------------	----------------------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは「企業行動規範」において、支配株主を含む「関連当事者との取引は、不公正な取引となり易い事実を認識し、関連当事者との取引を適切かつ慎重に把握、検討し、取引の合理性及び取引条件の妥当性が認められない取引は行わない。また、発生した取引は漏れなく適切に開示し、当社グループの経営の健全性の確保に努める。」を基本方針としています。

当社グループは、当方針に基づき 関連当事者取引について、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性等）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、グループの利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを方針としています。

当社グループは、会社経営の健全性の観点より、関連当事者との取引を開始する際には、留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、稟議規程、職務権限規程等に則り、取締役会決議等、適正な決裁を受けることとしています。ただし、事業上の必要性等の取引の合理性がある場合、取引条件が妥当なものであれば、取締役会に議案を提出し、慎重に検討した上で行うものとしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
------------	-----

定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山形 昌樹	他の会社の出身者												
中曽根 (市川) 玲子	学者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山形 昌樹	○	—	金融機関の管理職や経営者としての知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しています。同氏は、あおぞら証券の監査役を兼任していますが、当

			社と当該会社等及び同氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
中曽根（市川） 玲子	○	—	大学教授としての知見と専門的知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しています。同氏は、國學院大學の教授を兼任していますが、当社と当該会社等及び同氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

<p>当社の指名・報酬委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定に係る手続きの公正性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ることを目的として、2021年3月に設置しました。指名・報酬委員会の委員は取締役会により選任され、委員の過半数は独立社外取締役とし、委</p>

員長は独立社外取締役の中から選定しています。

指名・報酬委員会の任務は以下の通りとしています。

(1)取締役会又は代表取締役社長の諮問に基づく以下の事項に関する審議及び答申

- ①株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案
- ②取締役会に提出する執行役員の選任及び解任に関する議案
- ③取締役及び執行役員の報酬等の内容についての決定方針の策定
- ④取締役・執行役員等の報酬等に関する開示事項の確認
- ⑤その他取締役会が要請する事項

(2)取締役会において承認された報酬等の内容についての決定方針及び委任に基づく各取締役及び執行役員が受ける報酬等の審議及び決定

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、社外監査役である常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しています。

監査役は、定期的に、監査役会を開催し、また、社外取締役と情報交換を行う等により連携をしています。

さらに、監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
皆木 和義	他の会社の出身者													
太田 大三	弁護士													
小林 克彦	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
皆木 和義	○	—	複数の事業会社の経営者・幹部としての豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しています。また、当社と同氏との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
太田 大三	○	—	弁護士として、豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しています。同氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー等を兼任していますが、当社と当該事務所等及び同氏との間に

			人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
小林 克彦	○	—	複数の事業会社の経営者・幹部としての豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しています。また、当社と同氏との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社は、本書提出日現在において、取締役5名のうち社外取締役2名、監査役3名は社外監査役の体制です。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで取締役会としての監督機能の向上に貢献しており、また、社外監査役の取締役会への出席は経営の客観性、透明性の確保に貢献しています。社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めていませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで選任することとしています。</p> <p>なお、当社は、一般株主保護の観点より、一般株主と利益相反のおそれがない、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させる役割を持つ独立役員として、社外役員5名全員を当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。</p>
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対するストックオプション制度を導入しています。</p>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループ役職員の経営への参画意識を高め、当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、付与対象者及び付与株数を決定しています。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部が行っています。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っています。

また、常勤監査役からは会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っています。これらにより、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、取締役 5 名で構成する取締役会と監査役 3 名で構成する監査役会が経営者たる取締役の業務執行を監視・監督する二重のチェック体制をとっています。

【取締役・取締役会】

取締役会は社外取締役 2 名を含む取締役 5 名で構成されており、定時取締役会を原則毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っています。

【任意の指名・報酬委員会】

取締役及び経営陣幹部の指名並びに報酬の決定について、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は委員の過半数を社外取締役で構成し、委員長は社外取締役の中から委員の互選により選定しています。

指名・報酬委員会は取締役会又は代表取締役の諮問に基づき、①取締役会の選任及び解任に関する議案、②執行役員を選任及び解任に関する議案、③取締役会及び執行役員の報酬等の内容についての決定方針の策定、④取締役・執行役員等の報酬に関する開示事項の確認、⑤その他

取締役会が要請する事項について答申します。また、指名・報酬委員会は取締役会の委任に基づき各取締役及び執行役員が受ける報酬などの金額、算定方法、具体的な内容を決定します。

【監査役・監査役会】

監査役会は常勤監査役1名を含む監査役3名（全て社外監査役）で構成されており、定時監査役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。常勤監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役及び内部監査室等から適宜業務の執行状況等を聴取し、重要な決裁文書の閲覧、各部門の往査等による調査を行い、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査しています。非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しています。また会計監査人及び内部監査室とも連携し、情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

【内部監査】

内部監査については、通常の業務執行部門とは独立した社長直轄の内部監査室（2名）が、内部監査計画に基づき業務活動の適正性及び合理性等を監査し、経営者への報告並びに改善提言を行っています。

【経営会議】

経営会議は、代表取締役社長小林健一郎を議長とし、原則毎月1回開催しています。

経営会議における検討事項は、経営管理に関する基本事項である会社経営方針、中長期・年度事業計画に関する経営事項、新規事業に関する事項、組織に関する事項、関係会社の経営に関する重要事項です。なお、経営会議の構成員は、常勤取締役に加え、検討事項に合わせ、議長が招集します。会議には常勤監査役が出席し、監査を行っています。

【リスク管理委員会・コンプライアンス委員会】

当社はリスク対応及びコンプライアンスの実行を経営や事業に関わる重要課題と認識し、全社横断的な組織としてリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しています。

両委員会共に代表取締役社長小林健一郎を委員長とし、半年に1度開催し、各部門からリスク、コンプライアンスに関する状況報告がなされるとともに改善策等が協議されます。なお、コンプライアンス委員会の構成員は経営会議の構成員と同様であり、リスク管理委員会は経営会議の構成員に加えて業務部門の責任者が参加します。いずれの会議にも常勤監査役が出席し、監査を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機関設計において監査役会設置会社を採用しています。監査役3名は、全員が社外監査役で、事業会社の役員、弁護士等それぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確かな経営監視を実行しています。また、取締役会には2名の社外取締役を選任し、長年にわたる企業経営や大学教授としての見識をもとにした的確な提言がなされています。従って、経営監督の面においては十分に機能する企業統治体制が整備されているものと判断し、現状の体制としています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な検討時間を確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、株主総会の集中日を避けるように日程を決定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えており、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えており、検討を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えており、検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては作成することを予定しています。また、当社ホームページにIRサイトを設け、掲載することを予定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮した上で、実施を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は定期的に実施することを予定しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮した上で、実施を検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	上場後は当社ホームページにIRサイトを設け、掲載することを予定しています。	

IR に関する部署(担当者)の設置	管理部の管掌取締役を責任者として、管理部に IR 担当者を設置しています。
-------------------	---------------------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動規範を定め、企業の社会的責任を自覚し、社会から信頼される存在となることを目指しています。株主のみならず、顧客、取引先、従業員、地域社会やその他のステークホルダーの信頼を得るため、社会に対し開かれた企業として、企業活動の透明性を保ち、適切な情報開示を行い、企業活動に対する社会の理解促進に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、関係法令、取引所諸規則等を遵守し、また社内体制及び IR 活動の充実などを図ることにより、ステークホルダーの視点に立った会社情報を、公平、迅速かつ適切に開示してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2018年12月21日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を決議しています。その概要は、下記のとおりです。

《内部統制システム構築の基本方針》

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動規範を定めます。
- (2)コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図ります。
- (3)内部監査室は管理部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、社長に報告するものとします。
- (4)当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保します。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役及び使用人に開示し、周知徹底を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報又は文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存及び管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報又は文書等の内容を知り得る体制を確

保するものとします。

(2)文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅的かつ総括的に管理します。

(2)取締役及び使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的を実施します。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社及び子会社の取締役及び使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保します。

(2)業務分掌、職務権限規程を制定し、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとします。

(3)その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保を図る体制の整備を行います。

(4)経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行います。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社及び子会社の業務適正性確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施します。

(2)内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保します。また監査結果については、社長に報告するものとします。

(3)子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行います。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとします。

(2)この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行います。

(3)監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。

イ. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

ロ. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

ハ. その他当社企業行動規範、規程、法令への違反で重大なもの

(2)監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとし

ます。

- (3)内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (2)常勤監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とします。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築します。
- (2)その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社企業行動規範において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとします。
- (2)反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告及び届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社企業行動規範において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底しています。
- (2)反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告及び届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備しています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

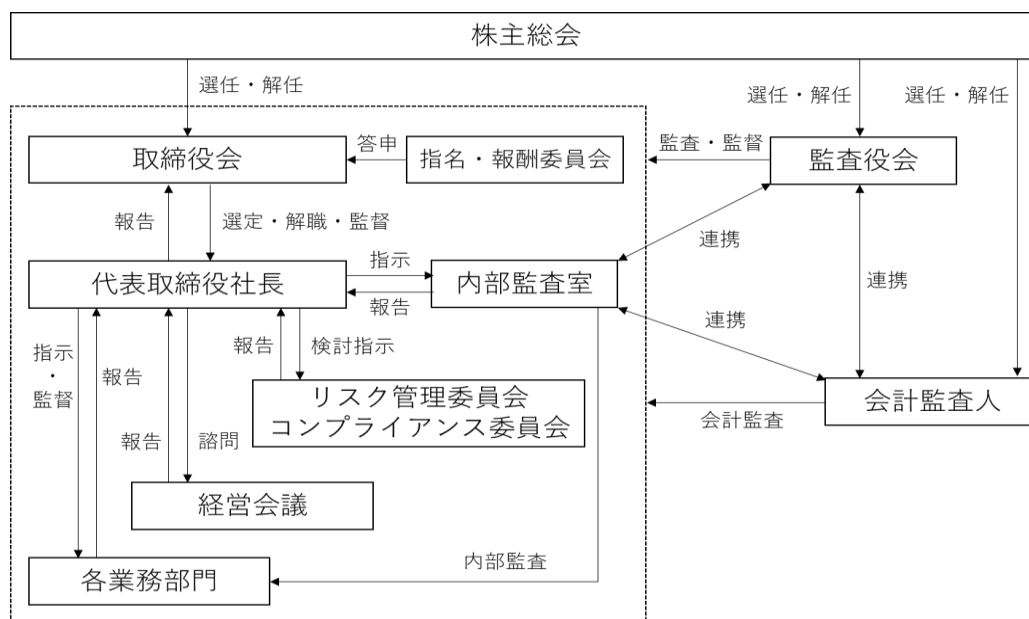
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示体制について

【上場後の適時開示に係る体制整備の状況】

① 適時開示体制の整備に向けた取組み

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しています。情報集のための組織強化の一環として情報開示担当部署である管理部に最近1年間に5名の増員を行いました。

また、適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実等について周知徹底を図っています。

② 適時開示担当組織の状況

担当部署：管理部

担当人員：2名

上場後の情報取扱責任者：取締役管理部ゼネラル・マネージャー 新井 賢二

③ 適時開示手続き

a. 決定事実に関する情報

取締役会等の重要会議における付議事項は、情報取扱責任者に予め報告され、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討できる仕組みとなっています。重要事実該当するものがあれば、決議後直ちに開示できるよう開示担当部署である管理部に開示資料の作成を指示し、所定の手続により開示することとしています。

b. 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、管理部へ事実内容を報告。管理部は、適切な部署に確認を行い、適時開示すべき事項であるかを検討し、直ちに開示資料を作成するとともに社内の適切な機関に報告を行い、速やかに公表できる体制が整っています。

c. 決算に関する情報

管理部経理課及び財務課を中心として管理部総務人事課と共同して、決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、決算日後 45 日以内に公表できる体制の構築を目標に進め、目標達成の目途が立っています。

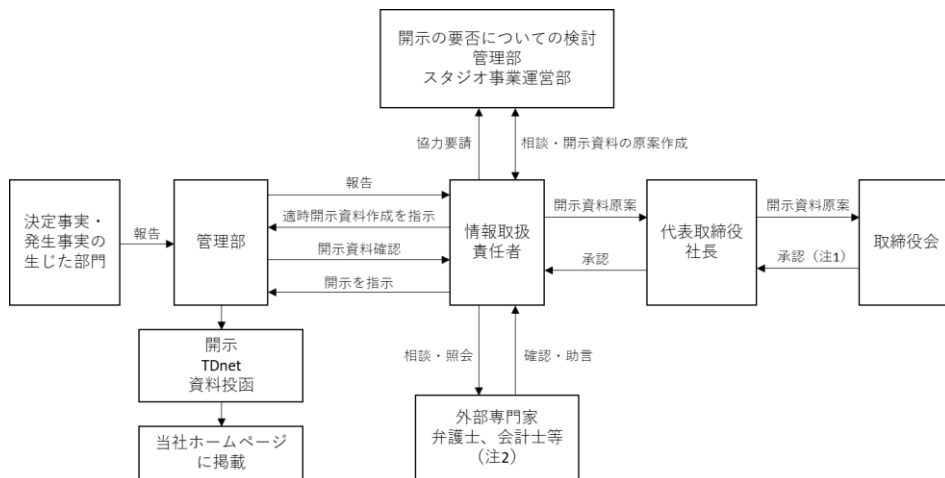
d. 企業グループに係る適時開示手続

当社は子会社 1 社を有していますが、100%子会社であり、経理財務及び総務人事業務はすべて当社の管理部で行っています。また店舗の受注状況等について週次で報告を受けています。また各事業の責任者はすべて取締役会及び経営会議に出席しており、定期的に情報共有をしています。

これらに基づき、管理部は企業グループにおいて適時開示の対象となる重要事実の有無を適時に把握し、該当があれば各事業部からの情報提供を受けた後速やかに開示できる体制が整っています。

e. 適時開示手続に関する業務フロー図は以下の通りです。

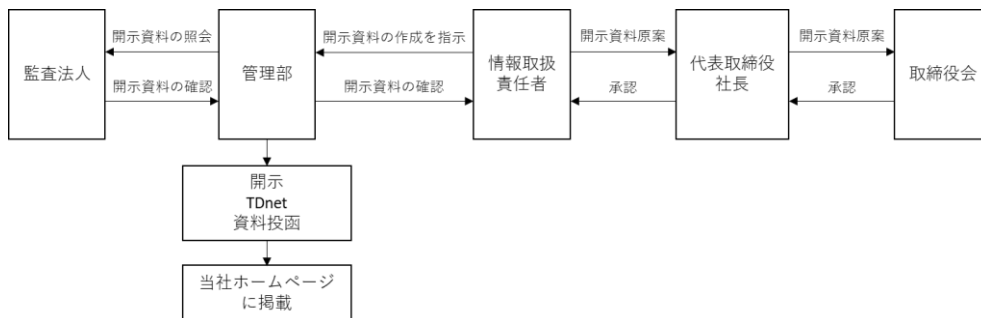
○ 決定事実・発生事実に関する情報の適時開示フロー



(注1) 開示に緊急性を要する発生事実の場合には、取締役会によらず、情報取扱責任者が代表取締役の了承を得ることにより開示できるものとするが、取締役会の事後承認を要する。

(注2) 必要に応じて開示内容について取引所、金融庁、弁護士、会計士などの外部専門家に照会又は確認を行う。

○ 決算情報の適時開示フロー



以上